



島根県報

平成29年3月3日（金）

第2,882号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|------------------------------|------------------|---|
| 生活保護法の規定による医療機関の指定 | （地 域 福 祉 課） | 2 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出 | （ " ） | 2 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 | （ " ） | 2 |
| 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 | （高 齢 者 福 祉 課） | 2 |
| 指定施業要件の変更予定保安林 | （森 林 整 備 課） | 3 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 | （中 小 企 業 課） | 3 |

【公 告】

| | | |
|------------------------------|------------------|----|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 | （環 境 生 活 総 務 課） | 4 |
| 都市計画変更の図書の縦覧（2件） | （都 市 計 画 課） | 5 |
| 都市計画公聴会の開催（4件） | （ " ） | 5 |
| 平成29年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習 | （建 築 住 宅 課） | 17 |

【教委規則】

| | | |
|---------------------------|-------------------|----|
| 県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則 | 〔 学 校 企 画 課 〕 | 18 |
| | 〔 特 別 支 援 教 育 課 〕 | |

【選管告示】

| | |
|------------------------------|----|
| 政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 | 24 |
| 政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 | 24 |
| 政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 | 26 |
| 政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体 | 26 |

告 示**島根県告示第84号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成29年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|-----------------|------------|
| 古瀬眼科医院 | 松江市大正町401-6 | 平成29年1月1日 |
| もりわき歯科 | 雲南市木次町木次780番地26 | 平成28年12月1日 |

島根県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医療機関の名称 | | 所在地 | 変更年月日 |
|---------------|-----------------|----------------|-----------|
| 変更前 | 変更後 | | |
| 医療法人正光会 松ヶ丘病院 | 社会医療法人正光会 松ヶ丘病院 | 益田市高津四丁目24番10号 | 平成29年1月1日 |

島根県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医療機関の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|-----------------|-------------|
| 岩佐歯科クリニック | 雲南市木次町木次780番地26 | 平成28年11月30日 |
| 古瀬眼科医院 | 松江市大正町401-6 | 平成28年12月31日 |

島根県告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成29年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|---------|---------------------|---------------|-----------|
| 社会医療法人仁寿会 | 居宅介護支援 | ケアプランステーション ながひさ | 大田市長久町長久ハ24-2 | 平成29年3月1日 |

島根県告示第88号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年4月14日農林水産省告示第596号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第89号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス大田駅南店 島根県大田市大田町大田字南代イ35番1外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年10月21日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,625平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

56台（建物東側及び南側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

16台（建物南側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

50平方メートル（建物東側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

11.92立方メートル（建物内北側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所（建物敷地東側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成29年 2 月 20 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあつた年月日

平成29年 2 月 19 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人小羊の里

3 代表者の氏名

森田 美穂

4 主たる事務所の所在地

島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木275番地

5 従たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区原八丁目12-1

大分県別府市大字鉄輪48番地の10

6 定款に記載された目的

この法人は、循環し調和に富む自然環境の保全と、健康で安全、安心な社会環境づくりに関する事業を行い、自然を回復させ、人類の平和と幸福の増進に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

変更後の定款及び定款の変更部分の新旧対照表（定款変更認証申請書）

8 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁第三分庁舎1階）

益田地区県政情報コーナー（益田合同庁舎2階）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

益田都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

益田市乙吉町及び元町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

益田都市計画ごみ焼却場

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、益田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成29年3月3日

1 開催日時

平成29年3月23日 午後3時から

2 開催場所

益田市元町11-26

益田市立市民学習センター 202研修室

3 都市計画の案の概要

(1) 益田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

益田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

県西部の中心都市として、高次都市機能、交流拠点機能、交通機能等の都市機能強化により、人口減少への対応や地域間交流の促進を図るとともに、都市機能を維持していくためのコンパクトなまちづくり、また、歴史文化と調和した都市の形成を目指す。

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(7) 土地利用の方針

a 主要用途の配置方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、流通業務地、工業地等の各配置方針について以下のとおり定める。

b 土地利用の方針

「土地の高度利用」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制等」、「自然環境形成の観点から必要な保全」及び「計画的な都市的土地利用」に関する方針を定める。

(4) 都市施設の整備の方針

a 交通施設

(a) 基本方針

広域交通体系の確立、都市内幹線道路、市街地内道路網の形成、歴史を活かしたまちづくりに資する道路整備を進めるとともに、公共交通機関の利用促進、利便性の向上を図る。

(b) 整備水準の目標

平成27年度末現在で、都市計画道路の改良率は71.0%となっているが、概ね20年後には、100%になることを目標として整備を進める。また、自動車専用道路については、早期の全線供用を目指す。

b 下水道及び河川

(a) 基本方針

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では、合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、高津川の治水対策は、昭和47年7月洪水等の既往洪水の検討結果を踏まえ、災害の発生の防止又は軽減を図るものとする。また、益田川の治水対策は、昭和58年7月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、益田川ダム等により、洪水調節を行い、下流の洪水の軽減を図るものとする。

(b) 整備水準の目標

下水道については、平成47年度末の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）を概ね60%とする。
また、雨水対策については、平成47年度末の都市浸水対策達成率を概ね80%とする。

河川については、一級河川高津川は基本高水のピーク流量を基準地点高角において5,200m³/sと定め、災害の発生の防止又は軽減を図る。二級河川益田川は年超過確率1／100に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。また、その他の中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

c その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、設備の近代化や既存施設の有効活用を図り、適正な運用及び維持管理に努めるほか、市街化の動向、人口の変動に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(f) 市街地開発事業の方針

益田川左岸南部地区については、コンパクトなまちづくりに資する商業・業務機能の誘導、周辺の河川空間等良好な自然環境と調和した住機能の配置及び交通網の形成による複合的都市機能を有する拠点の形成を図るため、土地区画整理事業による計画的市街地整備を行う。

(g) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

自然環境に包まれ、歴史的・文化的資源を豊富に有する地域特性を活かし、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するため、「緑と文化のネットワークの形成」を基本方針として、整備・保全を図るものとする。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）、益田市都市整備課のいずれかに、平成29年3月16日までに到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課、益田市都市整備課に備えて、平成29年3月3日から同月22日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申出がなかった場合、公聴会は、中止する。中止する場合は、島根県庁、益田県土整備事務所及び益田市役所において掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話（0852）22-5699

別記様式

意見申出書

平成29年 3 月23日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 (印)

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
益田都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、広瀬都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成29年 3 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催日時

平成29年 3 月22日 午後 3 時から

2 開催場所

安来市広瀬町広瀬811

広瀬中央交流センター 1階 小会議室

3 都市計画の案の概要

(1) 広瀬都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

広瀬都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

地域の特性を活かした産業の育成と、快適で住み心地の良い生活環境の創造を進める。

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(7) 土地利用の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(4) 都市施設の整備の方針

a 交通施設

本区域において都市計画道路は決定していないが、交通需要への対応や広瀬中心部での狭隘区間を改善するため、主要都市等と連絡する幹線道路の整備を図るとともに、都市活動や防災上の重要な役割を担う市街地内道路は、幹線道路との機能分担、東西方向の幹線的な道路の拡幅等の整備を図る。また、効果的な交通網を確立するため、円滑で利便性の高い都市交通が確保されるよう総合的に交通体系の整備を図る。

b 下水道及び河川

(a) 基本方針

下水道については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択しつつ、全区域の下水道整備を図るものとする。

河川については、水質の保全を図りつつ河川の改修や治水施設の整備を順次進めるとともに、公園緑地等の整備を進め、河川が有する自然環境の保全、整備に努める。

(b) 整備水準の目標

下水道については、汚水処理人口普及率の向上に務める。

河川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

c その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、既存施設の集約化や複合化を含めた有効利用に努めるほか、設備の維持更新を行いつつ、必要に応じた施設の整備を図る。

(5) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

自然環境に包まれた地域特性を活かし、緑の持つ様々な機能を総合的に高めるとともに、市街地及びその近郊においては、公園緑地等の適切な保全を図る。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は安来市都市政策課のいずれかに、平成29年3月15日までに到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課、安来市都市政策課及び広瀬地域センターに備えて、平成29年3月3日から同月21日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申出がなかった場合、公聴会は、中止する。中止する場合は、島根県庁、松江市土整備事務所広瀬土木事業所及び安来市役所において掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話 (0852) 22-5699

別記様式

意 見 申 出 書

平成29年 3 月22日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 (印)

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
広瀬都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、津和野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成29年 3 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催日時

平成29年 3 月24日 午前10時から

2 開催場所

鹿足郡津和野町後田口66乙

津和野町民センター 2階 講義室

3 都市計画の案の概要

(1) 津和野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

津和野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

津和野町は、島根県の西の玄関口として古くから政治・経済・文化の中心として栄えており、数々の国指定文化財、名勝地や史跡等を有している。また、新たな観光施設も整備が進められており、歴史・文化の交流拠点として機能強化が図られている。本町が有する豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を保全・活用することで、交流人口の拡大を進めるとともに、人と環境にやさしいまちづくりを図る。

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(7) 土地利用の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(4) 都市施設の整備の方針

a 交通施設

(a) 基本方針

周辺市町村との連携強化と市街地通過車両の軽減を図るため、一般県道柿木津和野停車場線「中座バイパス」の整備を進めるとともに、橋南地区における歩行環境や自動車走行環境の向上、JR津和野駅周辺における駐車場等の整備を進め、中心部の移動性を確保する。

(b) 整備水準の目標

平成27年度末現在で、都市計画道路の改良率は80%となっているが、概ね20年後には、100%になることを目標として整備を進める。

b 下水道及び河川

(a) 基本方針

下水道については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択しつつ、全区域の下水道整備を図るものとする。

河川については、「高津川水系上流域河川整備計画」に基づき本区域の上流域の河川改修を推進するとともに、支川については公共下水道や河川の整備と調整を図りながら整備を進める。また水路については、津和野町の都市景観を特徴づける重要な要素であることから保全・活用を前提に、雨水排水機能や道路空間との調整などに留意した維持・改良に努める。

(b) 整備水準の目標

下水道については、津和野町の汚水処理人口普及率を、平成47年度末に概ね80パーセントとする。

河川については、高津川水系上流域河川整備計画に基づき、平成25年7月豪雨相当の洪水を安全に流下させ、沿川の家屋などの浸水被害を防ぐことを目標として津和野川の整備を進めるとともに、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標として支川の整備を進める。

c その他の都市施設

供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他の都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、都市機能維持のために設備の集約化や維持更新を進める。

(4) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

本区域の恵まれた自然と文化・伝統を活かし、さらに快適な魅力のあるまちづくりに資することを目的に、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい緑あふれる町並みの保全という4つの観点から公園緑地等の整備、保全を図る。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）、津和野町建設課又は津和野庁舎総合窓口のいずれかに、平成29年3月17日までに到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課及び津和野庁舎総合窓口に備えて、平成29年3月3日から同月23日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申出がなかった場合、公聴会は、中止する。中止する場合は、島根県庁、益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話（0852）22－5699

別記様式

意見申出書

平成29年 3 月24日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 (印)

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
津和野都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、六日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成29年 3 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開催日時
平成29年 3 月24日 午後 3 時から
- 2 開催場所
鹿足郡吉賀町六日市750
六日市基幹集落センター大集会室
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 六日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
六日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。
 - ア 都市計画の目標

本区域は西中国山地の中央に位置し、本町を水源とする高津川に沿って豊かな田園と市街地を形成し、山陰と山陽を結ぶ交通の要衝として発展してきた。本町の有する「水＝自然」と「市＝交流」の2つ魅力を活用することで、交流人口の拡大を進めるとともに、自然の恵みに生まれ、人と共に生きる自立発展のまちづくりを図る。

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(ア) 土地利用の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。

(イ) 都市施設の整備の方針

a 交通施設

周辺市町村との連携強化を図るため、広域幹線道路の整備を図るとともに、地域コミュニティの形成を図るため、沿線緑化の推進や歩道の整備など道路環境の整備を進める。

b 下水道及び河川

(a) 基本方針

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとして、整備済みである公共下水道の処理区域を除く、市街地郊外部の既存集落では、合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

河川については、計画的な河川・排水路の改修をすすめるとともに、適切な河川管理に努める。また、河川整備に際しては、生態系に配慮した護岸や親水護岸等の整備に努める。

(b) 整備水準の目標

下水道については、平成27年度末現在で66.8%である吉賀町の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）の向上に努める。

河川については、概ね30年に1度程度の確率で発生する降雨に対する治水安全度を確保する事を目標に、計画的な整備改修を進める。支川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標として整備を進める。

c その他の都市施設

地域住民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他の都市施設については、既存施設の有効利用を努めるほか、設備の近代化を進める。特に住民が衛生的な居住環境の下で日常生活が送れるよう、ごみ・汚物処理施設の機能の連携・強化を図る。

(ウ) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

吉賀町の北東部は西中国山地国定公園の一部に指定されており、美しい溪流や緑は吉賀町の魅力を形成する重要な財産である。また自然と調和した山村の集落環境や田園風景も守るべき地域資源である。本区域の美しい自然環境の適切な保全及び活用を図ることを目的に、環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい緑あふれる町並みの保全という4つの観点から公園緑地等の系統的配置を定める。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は吉賀町企画課のいずれかに、平成29年3月17日までに到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課、吉賀町企画課に備えて、平成29年3月3日から同月23日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申出がなかった場合、公聴会は、中止する。中止する場合は、島根県庁、益田県土整備事務所津和野土木事業所及び吉賀町役場において掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話 (0852) 22-5699

別記様式

意見申出書

平成29年3月24日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 (印)

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
六日市都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

平成29年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定（昭和56年島根県告示第526号）により指定した講習は次のとおりである。

平成29年3月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人 島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

| 開催年月日 | 時 間 | 会 場 名 | 所 在 地 |
|---------------|--------------------|---------|--------------|
| 平成29年7月7日（金） | 午前9時30分から午後4時40分まで | いわみーる | 浜田市野原町1826-1 |
| 平成29年7月14日（金） | 午前9時30分から午後4時40分まで | くにびきメッセ | 松江市学園南1-2-1 |
| 平成30年1月10日（水） | 午前9時30分から午後4時40分まで | いわみーる | 浜田市野原町1826-1 |
| 平成30年1月12日（金） | 午前9時30分から午後4時40分まで | くにびきメッセ | 松江市学園南1-2-1 |

3 受講料

12,000円

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第1号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

| 学 校 名 (分校名) | 全日制の課程 | | | 定時制の課程 | | | | | |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|-----|----------|----------|----------|----------|
| | 学 科 | 第1 学年 | 第2 学年 | 第3 学年 | 学 科 | 第1 学年 | 第2 学年 | 第3 学年 | 第4 学年 |
| 島根県立安来高等学校 | 普通科 | 160 | 160 | 160 | | | | | |
| 島根県立情報科学高等学校 | 情報システム科 | 120 | 40 | 40 | | | | | |
| | 情報処理科 | | 40 | 40 | | | | | |
| | マルチメディア科 | | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立松江北高等学校 | 普通科 | 240 | 240 | 280 | | | | | |
| | 理数科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立松江南高等学校 | 普通科 | 240 | 240 | 280 | | | | | |
| | 理数科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立松江東高等学校 | 普通科 | 240 | 240 | 240 | | | | | |
| 島根県立松江工業高等学校 | 機械科 | 40 | 40 | 40 | 機械科 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 電子機械科 | 40 | 40 | 40 | 電気科 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 電気科 | 40 | 40 | 40 | 建築科 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 電子科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 情報技術科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 建築都市工学科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立松江商業高等学校 | 商業科 | 200 | 120 | 120 | | | | | |
| | 情報処理科 | | 40 | 40 | | | | | |
| | 国際ビジネス科 | | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立松江農林高等学校 | 生物生産科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 環境土木科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 総合学科 | 240 | | | | | | | |
| 島根県立宍道高等学校 | | | | 普通科 | 640 | | | | |
| 島根県立大東高等学校 | 普通科 | 120 | 120 | 120 | | | | | |
| 島根県立横田高等学校 | 普通科 | 120 | 120 | 120 | | | | | |
| 島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校) | 総合学科 | 480 | | | | | | | |
| | 普通科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立飯南高等学校 | 普通科 | 80 | 80 | 80 | | | | | |
| 島根県立平田高等学校 | 普通科 | 160 | 160 | 160 | | | | | |
| 島根県立出雲高等学校 | 普通科 | 280 | 280 | 280 | | | | | |
| | 理数科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|
| 島根県立出雲工業高等学校 | 機械科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 電気科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 電子機械科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 建築科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立出雲商業高等学校 | 商業科 | 120 | 120 | 120 | | | | | |
| | 情報処理科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立出雲農林高等学校 | 植物科学科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 食品科学科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 動物科学科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 環境科学科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立大社高等学校 | 普通科 | 240 | 240 | 240 | | | | | |
| | 体育科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立大田高等学校 | 普通科 | 120 | 120 | 120 | | | | | |
| | 理数科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立邇摩高等学校 | 総合学科 | 360 | | | | | | | |
| 島根県立島根中央高等学校 | 普通科 | 90 | 90 | 90 | | | | | |
| 島根県立矢上高等学校 | 普通科 | 60 | 60 | 60 | | | | | |
| | 産業技術科 | 30 | 30 | 30 | | | | | |
| 島根県立江津高等学校 | 普通科 | 80 | 80 | 80 | | | | | |
| 島根県立江津工業高等学校 | 機械科 | | | 40 | | | | | |
| | 総合電気科 | | | 40 | | | | | |
| | 建築科 | | | 40 | | | | | |
| | 機械・ロボット科 | 40 | 40 | | | | | | |
| | 建築・電気科 | 40 | 40 | | | | | | |
| 島根県立浜田高等学校 | 普通科 | 200 | 200 | 200 | 普通科 | 320 | | | |
| | 理数科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立浜田商業高等学校 | 商業科 | 80 | 40 | 40 | | | | | |
| | 情報処理科 | | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立浜田水産高等学校 | 海洋技術科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 食品流通科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | (専攻科) | | | | | | | | |
| | 漁業科 機関科 | 10 | 10 | | | | | | |
| 島根県立益田高等学校 | 普通科 | 160 | 160 | 160 | | | | | |
| | 理数科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立益田翔陽高等学校 | 電子機械科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 電気科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 生物環境工学科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 総合学科 | 120 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------------|------------|----|----|----|--|--|--|--|--|
| 島根県立吉賀高等学校 | 普通科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| 島根県立津和野高等学校 | 普通科 | 80 | 80 | 80 | | | | | |
| 島根県立隠岐高等学校 | 普通科 | 60 | 60 | 60 | | | | | |
| | 商業科 | 30 | 30 | 30 | | | | | |
| 島根県立隠岐島前高等学校 | 普通科 | 80 | 80 | 80 | | | | | |
| 島根県立隠岐水産高等学校 | 海洋システム科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | 海洋生産科 | 40 | 40 | 40 | | | | | |
| | (専攻科) | | | | | | | | |
| | 漁業科 機関科 | 10 | 10 | | | | | | |

備考

- 1 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 2 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部の定員にあつては160名とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

| 学 校 名 | 教育内容 | 学 校 に 置 く 部 | | | | | | | 専 攻 科 | | | | | |
|--------------|---------|-------------|----------|-----|-------|---------|-----|----|-------|---------|--------|------|------|---|
| | | 幼稚部 | 小学部及び中学部 | | 高 等 部 | | | | 学 科 | 学 級 区 分 | 定 員 | | | |
| | | | | | 学 科 | 学 級 区 分 | 定 員 | | | | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | |
| 定 員 | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | | | | | | | | | | | |
| 島根県立盲学校 | 視覚障害教育 | | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 | 理療科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 |
| | | | | | | 重複障害学級 | 3 | 3 | 3 | | | | | |
| | | | | | 保健理療科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 | 保健理療科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 |
| | | | | | | 重複障害学級 | 3 | 3 | 3 | | | | | |
| 島根県立松江ろう学校 | 聴覚障害教育 | 15 | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 | 産業工芸科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 3 | 3 | 3 | | | | | |
| | | | | | 産業技術科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 | 生活デザイン科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 3 | 3 | 3 | | | | | |
| 島根県立浜田ろう学校 | 聴覚障害教育 | 10 | 小学部 | 中学部 | 美術工芸科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 | | | | | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 3 | 3 | 3 | | | | | |
| | | | | | 被服科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 | | | | | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 3 | 3 | 3 | | | | | |
| 島根県立松江養護学校 | 知的障害教育 | | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 単一障害学級 | 64 | 48 | 48 | | | | | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 30 | 33 | 24 | | | | | |
| 島根県立出雲養護学校 | 知的障害教育 | | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 単一障害学級 | 72 | 48 | 56 | | | | | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 21 | 30 | 21 | | | | | |
| | 肢体不自由教育 | | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 重複障害学級 | 3 | 3 | 3 | | | | | |
| | 病弱教育 | | 小学部 | 中学部 | | | | | | | | | | |
| 島根県立石見養護学校 | 知的障害教育 | | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 単一障害学級 | 8 | 16 | 8 | | | | | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 9 | 3 | 6 | | | | | |
| 島根県立浜田養護学校 | 知的障害教育 | | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 単一障害学級 | 24 | 8 | 16 | | | | | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 6 | 9 | 9 | | | | | |
| 島根県立益田養護学校 | 知的障害教育 | | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 単一障害学級 | 24 | 24 | 32 | | | | | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 3 | 3 | 9 | | | | | |
| | 肢体不自由教育 | | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 重複障害学級 | 3 | 3 | 3 | | | | | |
| | | | | | | 訪問学級 | 3 | | | | | | | |
| 島根県立隠岐養護学校 | 知的障害教育 | | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 | | | | | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 3 | 3 | 3 | | | | | |
| 島根県立松江清心養護学校 | 肢体不自由教育 | | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 | | | | | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 9 | 3 | 9 | | | | | |
| | | | | | | 訪問学級 | 3 | | | | | | | |
| 島根県立江津清和養護学校 | 肢体不自由教育 | | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 | | | | | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 3 | 3 | 3 | | | | | |
| | 病弱教育 | | 小学部 | 中学部 | 普通科 | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|------|-----|-----|-----|--|--------|----|---|---|--|--|--|
| | | | | | | 重複障害学級 | 3 | 3 | 3 | | | |
| 島根県立松江 緑が丘養護学 校 | 病弱教育 | 小学部 | 中学部 | 普通科 | | 単一障害学級 | 8 | 8 | 8 | | | |
| | | | | | | 重複障害学級 | 12 | 6 | 3 | | | |

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成29年3月3日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------------------|--------|----------|-------------------|-------------|
| 大國史英と出雲を耕す会 | 大國 史英 | 大國 史英 | 出雲市神門町377 | 平成29年2月1日 |
| 太田さとし後援会 | 太田 哲 | 野津 利生 | 松江市北堀町227 | 平成29年1月18日 |
| 河内だいすけ後援会 | 熊野 正起 | 河内 大輔 | 松江市東津田町1803-2-403 | 平成28年12月27日 |
| 川光秀昭と出雲市政をかたろう会 | 山田 義貴 | 森山 千代美 | 出雲市大社町修理免683-6 | 平成29年1月5日 |
| 児玉としお後援会 | 児玉 俊雄 | 三成 淳夫 | 出雲市稗原町1196 | 平成29年2月1日 |
| 角かつお後援会 | 角 可津夫 | 今井 拓己 | 松江市山代町230 | 平成29年2月7日 |
| 高宮陽一後援会 | 高宮 陽一 | 中上 真也 | 隠岐郡隠岐の島町下西485-4 | 平成29年1月18日 |
| 田中一隆を応援する会 | 森 秀雄 | 陰山 富士子 | 隠岐郡隠岐の島町都万3291-1 | 平成29年1月27日 |
| にしこおり稔後援会 | 錦織 稔 | 錦織 裕三 | 出雲市松寄下町1888-1 | 平成29年1月18日 |
| 西村まこと後援会 | 西村 亮 | 西村 弘子 | 出雲市地合町328 | 平成29年1月31日 |
| 日本共産党後藤由美後援会 | 後藤 由美 | 後藤 勝彦 | 出雲市稗原町2578-6 | 平成28年12月23日 |
| 日本共産党田中はじめ後援会 | 清原 昭 | 田中 豊子 | 松江市古曾志町567-231 | 平成29年1月5日 |
| ひら幸男後援会 | 比良 幸男 | 門脇 正彦 | 松江市幸町802-3 | 平成29年1月27日 |
| 本田かずお後援会 | 坂根 守 | 立脇 涉 | 出雲市多伎町口田儀846-3 | 平成29年2月2日 |
| 三島伸夫後援会 | 森 正剛 | 鈴木 剛 | 松江市西津田四丁目5-33 | 平成29年1月11日 |
| 山内英司後援会 | 山内 英司 | 岩野 弘和 | 出雲市今市町928-10 | 平成29年1月27日 |
| 米田ときこと松江の明るい未来を創る会後援会 | 木村 久美子 | 金本 勉 | 松江市浜乃木4-7-26 | 平成29年1月23日 |

島根県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成29年3月3日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

(1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

| 名 称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異 動 内 容 | | 異動年月日 |
|--------------|--------|---------------|----------------------------------|-------------------|-----------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 民進党島根県第1区総支部 | 亀井 亜紀子 | 国会議員関係政治団体の区分 | 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 平成29年1月1日 |
| | | 公職の種類(第1号) | 衆議院議員 | | |

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 名 称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異 動 内 容 | | 異動年月日 |
|-----------------|--------|----------|---------|-------|------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党島根県益田市第四支部 | 中島 謙二 | 会計責任者の氏名 | 山崎 妙子 | 澄川 悟 | 平成29年1月13日 |
| 自由民主党頓原支部 | 長島 正一 | 代表者の氏名 | 長島 正一 | 和田 幹雄 | 平成28年10月5日 |

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異 動 内 容 | | 異動年月日 |
|----------------|--------|------------|-------------|-------------|------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 芦原やすえ後援会 | 小池 彰子 | 会計責任者の氏名 | 吾郷 一二実 | 阪本 清 | 平成29年1月29日 |
| 大屋俊弘後援会 | 笠田 守 | 会計責任者の氏名 | 大屋 幸 | 大屋 正明 | 平成28年11月1日 |
| 島根県浄化槽対策推進政治連盟 | 野村 吉秀 | 主たる事務所の所在地 | 松江市東朝日町112 | 松江市大輪町420-1 | 平成28年9月27日 |
| 島根県理容政治連盟 | 池上 良一 | 主たる事務所の所在地 | 松江市大輪町414-9 | 松江市大輪町420-1 | 平成28年10月3日 |
| 中島謙二後援会 | 松永 和平 | 会計責任者の氏名 | 土田 紀子 | 草野 淳子 | 平成29年1月13日 |
| 益田政経文化研究会 | 中島 謙二 | 会計責任者の氏名 | 山崎 妙子 | 草野 淳子 | 平成29年1月13日 |
| 森脇ゆきよし後援会 | 布村 忠久 | 代表者の氏名 | 布村 忠久 | 吉野 富夫 | 平成29年1月20日 |

島根県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年3月3日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------------------|--------|-------------|
| 格差社会解消のため福島浩彦を応援する会 | 和田 章一郎 | 平成28年12月31日 |
| 日本共産党片寄直行後援会 | 法橋 承德 | 平成28年12月31日 |

島根県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成29年3月3日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 指定年月日 |
|-----------|---------|-----------|---------------|--------|------------|
| 太田 哲 | 松江市議会議員 | 太田さとし後援会 | 松江市北堀町227 | 太田 哲 | 平成29年1月16日 |
| 兒玉 俊雄 | 出雲市議会議員 | 兒玉としお後援会 | 出雲市稗原町1196 | 兒玉 俊雄 | 平成29年2月1日 |
| 錦織 稔 | 出雲市議会議員 | にしこおり稔後援会 | 出雲市松寄下町1888-1 | 錦織 稔 | 平成29年1月16日 |